

平成23年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの随意契約

【政策企画部】

| 担当課   | 契約名称                      | 契約締結日       | 契約の相手方の名称              | 契約の相手方の住所       | 契約金額(円)   | 随意契約によることとした理由   |
|-------|---------------------------|-------------|------------------------|-----------------|-----------|--|
| 政策推進課 | 八尾市行政評価(既存)システムのデータ移行支援業務 | 平成23年10月3日  | 株式会社 内田洋行 大阪支店         | 大阪市中央区和泉町2丁目2番2 | 1,008,000 | <p>本業務は、八尾市行政評価システムの再構築業務を実施するに当たり、現システムから新システムへのデータ移行を行うものであり、既存システムの納入業者・システムサポート委託事業者以外に業務を履行することは不可能であり、一般競争入札に馴染まない。</p> <p>株式会社内田洋行大阪支店は、既存システムの開発事業者である株式会社JSOLから、平成21年5月1日をもって事業移管及び著作権譲渡を受けた事業者であり、現システムのシステムサポート業務の受託事業者である。</p> <p>以上から、株式会社内田洋行大阪支店と、随意契約により、本業務を委託する。<br/>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p> |
| 政策推進課 | 地域のまちづくり構築支援業務            | 平成23年10月28日 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 | 大阪市中央区今橋2丁目5番8号 | 5,602,800 | <p>本業務は、第5次総合計画に基づく地域分権を推進する取り組みを円滑に進めるための制度設計及び効果的な業務支援を行えることが重要となる。</p> <p>最も低価格の事業者を選定する方法では、業務を適切に遂行することができるかどうかの確約ができないため、書類先行及びヒアリング審査による事業者の選考を行い、適切な事業者を選定したうえで、随意契約を行うことが最適である。<br/>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>   |